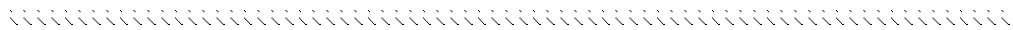


令和6年 第2回
本別町議会臨時会会議録



自 令和6年 4月30日
至 令和6年 4月30日

本別町議会

令和6年本別町議会第2回臨時会会議録

令和6年4月30日（火曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第29号	令和6年度本別町一般会計補正予算（第1回）について
日程第 5	議案第30号	本別町税条例の一部改正について
日程第 6	議案第31号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 7	議案第32号	本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第33号	財産の取得について
日程第 9		議員派遣の件

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第29号	令和6年度本別町一般会計補正予算（第1回）について
日程第 5	議案第30号	本別町税条例の一部改正について
日程第 6	議案第31号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 7	議案第32号	本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第33号	財産の取得について
日程第 9		議員派遣の件

○出席議員（11名）

議長	12番	篠原義彦	副議長	11番	高橋利勝
	1番	宮本やよい		2番	加藤徹己
	3番	丑若浩行		4番	水谷令子
	5番	梅村智秀		6番	石山憲司
	7番	藤田直美		8番	方川一郎
	10番	阿保静夫			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐々木	基裕	副	町	長	村本	信幸
会計	管理者	藤野	和幸	総務	課長	三品	正哉	
住民	課長	宮口	淳哉	健康・こども	課長	高橋	紀尊	
建設	水道課長	加藤	勉	企画	財政課長	松本	秀規	
未来	創造課長	野崎	昌也	国保	病院事務長	小川	芳幸	
総務	課主幹	上原	章司	総務	課長補佐	石川	雅康	
教	育長	高橋	哲也	代表	監査委員	井出	英彦	

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局	長	中川	雅之	事務局	次長	越後	忠	
総務	担当主事	今井	綾香					

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（篠原義彦） ただいまから、令和6年第2回本別町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、高橋利勝議員、藤田直美議員及び水谷令子議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（篠原義彦） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第3 諸般の報告を行ないます。

報告第2号専決処分報告。本別町水道事業給水条例の一部改正について報告を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 報告第2号本別町水道事業給水条例の一部改正について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

今回の専決の内容につきましては、町長の専決事項の指定について、第6項に規定する条例の趣旨を変更しない字句の修正でございます。

それでは、制定条文により朗読し説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

本別町水道事業給水条例（平成10年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条、第32条第2項ただし書及び第35条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置。

第2項、改正後の第32条第2項ただし書及び第35条第1号の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る給水装置工事について適用し、同日前の申込みに係る給水装置工事については、なお従前の例による。

以上、報告第2号本別町水道事業給水条例の一部改正について報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

次に、監査委員から令和6年2月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がございました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第29号

○議長（篠原義彦） 日程第4 議案第29号令和6年度本別町一般会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議案第29号令和6年度本別町一般会計補正予算（第1回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、所得税定額減税のための給与システム修正、国庫補助事業の補助金額確定による返還金の計上等が主なものとなっております。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ435万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億4,478万3,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2の歳出ですが、上段の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料、電算業務委託料、システム修正22万円の増額補正は、6月からの所得税定額減税に対応するための給与システム改修に要する経費を計上するものです。

2段目の4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子保健費から5目医療給付費まで、合計306万7,000円の増額補正は、令和4年度における国庫補助金等の額の確定により返還金が生じたことからそれぞれその額を計上するもので、2目母子保健費では、母子保健衛生費補助金で17万2,000円、3目予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で23万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事

業負担金で250万5,000円、感染症予防事業費等補助金で14万3,000円、5目医療給付費では、子育て支援費負担金で1万5,000円の返還金となっております。

その下、7款1項商工費、3目観光費、12節委託料、業務委託料、本別公園オートキャンプ場整備構想策定業務委託90万円の増額補正は、本別公園の魅力向上のため、静岡研修センター跡地周辺へのオートキャンプ場整備構想策定業務を外部委託するための費用を計上するものです。

その下、5目農産物加工施設費、8節旅費、費用弁償8,000円の増額補正は、新たに雇用した会計年度任用職員について通勤手当の支給が必要となることから計上するものです。

下段の9款1項消防費、3目消防施設費、11節役務費、手数料、収入証紙15万8,000円の増額補正は、消防庁舎用地取得に係る土地収用手続きの費用を計上するものです。

次に、戻りまして3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、上段の10款1項1目1節地方交付税345万3,000円の増額補正は、歳入歳出の差額分を計上するもの。

その下、18款繰入金、2項基金繰入金、13目1節個性あるふるさとづくり基金繰入金90万円の増額補正は、企業版ふるさと納税制度で頂いた寄付金を、歳出で説明いたしました本別公園オートキャンプ場整備構想策定業務委託費に充当するため、計上するものです。

以上、令和6年度本別町一般会計補正予算（第1回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

宮本議員。

○1番（宮本やよい） 5ページ、6ページ、4款衛生費のコロナワクチン関係ですが、当初の見込みと実績数について伺います。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） コロナワクチン関係ですけれども、まず、令和3年からの繰越しで令和4年の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金確定による返還が、交付決定額が2,724万5,000円に対して、確定額が2,722万円となっております。令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金確定による返還ですけれども、この部分については交付済額が406万8,000円に対し、確定額が386万1,000円となっております。合計23万2,000円の返還となっております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金なんですけれども、交付済額については407万8,536円に対し、確定額が157万3,836円となっております。250万4,700円ということで、予算では250万5,000円ということになっており

ます。以上です。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 改めてお聞きします。ちょっと確認なんですけど、これ予定よりも接種数が少なかったということによろしいですか。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 接種数が少なかったことによる返還であります。以上です。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 当初の見込みよりも接種数が少なかったということで、その要因についてはどのようにお考えなのか。

また、メリットばかり強調されて進められてきましたが、接種者が少なかったことで本町に与えた負の側面、デメリットなどあればお聞きします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前 10時12分 休憩

午前 10時14分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） まず、少なかった原因なんですけれども、他町村のように個別に接種券の配布をしていなかったということが原因っていうことであります。少なかったデメリットについては分析しておりません。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 商工費中観光費の本別公園オートキャンプ場の整備の関係なんですけども、利用者数の目標などを設定した上での委託か、それともそれも含めてどのような利用者数になるかということも含めたそういう委託なのか、町としての考え方を伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えをいたします。

今回の業務委託につきましては、構想委託ということで、その辺も含めながらいろいろな方に意見聴取をして、最終的にはそのイメージ図を作成するという流れで進めていきます。利用の目標につきましても、今回のその業務の中でこういったターゲットに絞り込むのかですとか、そういうものも含めての委託になっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ということは、オートキャンプ場の整備ということなので、車の台数の予定とか予想とか、そのことも含めて構想で、これから示されるということなんでしょうか。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

お見込みのとおり整備の施設の概要、こういった区画割ですとか、そういったことも含めて、今回構想の中の委託でお願いするという形になっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 担当でいろいろ相談されたと思いますけども、そのときにこんなふうなことを目指していこうとか、そういうような話というのは特になかったんでしょうか。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

今回のこのオートキャンプ場の整備の概要としましては、公園の魅力アップですとか、交流人口、関係人口の拡大っていうところを見込んでいってまますので、当然ながら誘客、たくさんの人に来ていただくような施設を作りたいということで、業者のほうにお願いするという形になってます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） 7款商工費、1項商工費の12節委託料、業務委託料といたしまして、本別公園オートキャンプ場整備構想策定業務委託で90万円の計上がございます。

まず、こちら4月17日の議員協議会におきまして御説明がありましたが、観光産業に精通している町内事業者、町外も含めてということでございました。それぞれの社名と観光産業に精通しているということでございましたので、観光産業の事業内容、その各社の事業内容、観光関連の事業内容と実績について伺います。

また、これらの事業者から、この本提案に際するまでに寄せられた提案等がどのようなものがあつたのか、具体的に各社ごと伺いをいたします。

2点目でございます。この委託料の90万円の積算根拠と内容について伺いをいたします。

示されたスケジュール案といたしましては、5月から7月までの3か月ということでございました。こちらこの委託の内容で求めているその構想の内容というのは、どこまでになっているのかという点。例えばパース、完成予想図といいますか、そういったものまで内観や外観と、内観はないかな、オートキャンプ屋外ですから、そういったものまで含めたところなのか、具体的にどこまでを求めているのかという点について伺います。

続きまして、さきの質疑にもありましたが、こちら詳細についてはこの委託の内容で委託をした上で構想を練っていくというところのようでございますが、現時点で町として有している、例えば静山研修センターを解体した後にはオートキャンプ場の構想がありますというところでございますので、オートキャンプ場設置整備はしたいと、でも具体的にどうしていきたい、現状がこうだからどうしていきたいっていうのは今お持ちのもの、例えばその委託業者が現状分析っていうところまで今現時点でしているとはちょっと思い難いものですから、現時点で有している町の構想とか、見込みたいその具体的な効果等、提案に際してお持ちのものを伺います。

また、こちら最終的にはデジタル田園都市国家構想交付金、いわゆるデジ田を利用して整備をしていきたいという御説明がなされたところでございますが、こちらデジ田の中では、解体や除却費というものも対象になるとお料しているところでございますが、こちらの静山研修センターの解体に約8,000万円程度を要しているわけですが、そちらを利用して解体をしなかった理由というのがあればお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前 10時21分 休憩

午前 10時24分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えをいたします。

まず、町内事業者の関係ですが、社名につきましては株式会社KOYA. labという事業者でございます。実績につきましては、これまで銀河の里の観光等の入り込みの調査ですとか、圏域周遊モデルルートを開発事業委託ですとか、そういった何て言うんですかね、三町、足寄・本別・陸別等含めたそういった観光事業の関係の委託等も受託しているというところと、観光産業実際に運営されていまして、自社でドームハウスですとかキャンプ、ロケーションを生かした宿泊施設等の運営など、アウトドアフィールドを運営しているというところで今回選定をしているところでございます。

90万円の根拠でありますけれども、これにつきましては先ほどもちょっと触れましたけれども、基本的には町内外のアウトドアの精通者からの意見聴取に関する経費とパース図、それを基にこんな、例えば区画割りですとか、というのは全体の構想を含めたパース図策定作成の経費となっているところでございます。

あと町としての現状含めての効果ですとか、そういったところですが、現状としましては、本別公園については令和5年度全体で13万人ほど人が訪れております。そのうちキャンプ場エリアについては約1万1,000人の来場があったところです。こういうことから、令和2年から4年についてはコロナの影響があるんで除きまして、令和5年度、コロナ前の令和元年度と比較しますと、全体で約1万人7%の減になったものの、キャンプ場エリアについては4%の微増なんですけれども、増えている状況になっております。こんなことから、キャンプブームまだ継続していると捉えておりますし、オートキャンプ場という滞在型の新しいコンテンツを展開することで、さらに人を呼び込むことが可能であると判断をしているところでございます。

効果につきましては、滞在型の新しい観光拠点を整備することで、これまで活用されてこなかった静山研修センター跡地の解消、遊休地の解消と、交流人口、関係人口の増加を見込んでいるところでございます。

それと交付金の話先ほど出ましたけれども、静山研修センター解体するときに、まだオートキャンプ場の構想自体がなかったものですから、交付の申請をしていないという状況になっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず1点目にお伺いをした点です。町内事業者1社名前を挙げられましたが、ここで委託するのは、この町内事業者1社ということでよろしいのかお伺いをいたします。

2点目お伺いした点でございます。この構想の委託業務90万円の積算の根拠でございますが、まず町内外の意見聴取を行ないますよと。あとはパース、いわゆる完成予想図のようなもの、こうした図面等の作成をいただくと。この積算の内容90万円、この3か月間の調査で意見聴取にいくら、そのパースの作成にいくらというものが当然あった上で90万円と御提案なされていると察しておりますが、積算の内容についてお伺いしてございますので、積算の詳細ですね、お伺いをいたします。

また、それ聞いてからということになりますけども、例えば意見聴取に必要な経費というのは具体的にどのようなものなんでしょう。例えば会場費ですとか、そこで飲食を伴うのであれば、そういったものも必要になるのか。また町内外ということですから、旅費等も町外の方の旅費とかですね。町内の方の費用弁償等があるのか、積算の内容について詳細お伺いをいたします。

3点目にお伺いをした点でございますが、こちらその予算規模、町として当然のことながら委託事業者よりどのような構想が示されるかというところにも関わってくると思いますが、町として抱いている予算規模というものはどのようになっているのか。このデジ田の中では上限5億円となっているうちの補助率2分の1というところでございますので、この5億円以内であるのかなと感じているところでございますが、予算規模等をどのようにお考えなのか伺います。

4点目にお伺いをいたしました静山研修センターの解体の部分でございますが、私今の時点でその日時や会議名については記憶してございませんけれども、お伺いした中、本件について質疑した際に、オートキャンプ場を整備する予定であるという御答弁をいただいたと記憶してございます。

ただ、記憶でございますので、この静山研修センターの解体時点ではこのオートキャンプ場の整備というものは計画されてなかったということなんでしょうか。こちら明快に御答弁を求めます。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

まず1点目、事業者1社なのかというところなんですけども、1者の随契を考えております。

2点目、個別の積算の根拠ですけども、まず人件費というところで、町内の人件費です。構想策定業務というところで細かくいきますと、管理者メインになる方5人工の単価が1万9,100円ということで9万5,500円、それと補助者というところで10人工1万6,300円の16万3,000円、それと意見聴取業務ということでこれも合わせまして、管理者と補助者いまして7人工ずつで1万9,100円と1万6,300円の管理者につきましては13万3,700円、補助者につきましては11万4,100円、そのほか交通費ですけども町内者と町外者分けまして、町内者につきましては16人工

の2,000円の3万2,000円、町外者につきましては6人工1万5,000円の9万円ということで、それとプラス諸経費18万8,490円ということで合計89万8,469円ということで計上させていただいております。

それと3点目の予算規模でありますけれども、今回この構想の業務の中で概要が出てきて、それから来年度、そこから設計に入っていくんですけども、その時点で正確な数字っていうのが出てくるのかなとは考えてますけれども、今のところ想定しているのは、1億円から1億5,000万円程度の工事費を予定をしているところでございます。

それと4番目、静山解体のときにそういった計画はなかった、されてなかったのかというところでありまして、オートキャンプ場という言葉自体は出てきたのかなとは考えておりますけれども、具体的にそれからどうしようとかっていうところの詳細については決まっていなかったと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 4点目にお伺いした点でございます。この静山研修センターの解体、先ほど約8,000万円を要してますよというところでございますが、では、オートキャンプ場構想はこれからでしょうか、オートキャンプ場整備しよう、設置しようと考えられたのはいつ、何月何日というところまでは求めませんけれども、この静山研修センターの解体の予定ができた後ということになるとは思います。いつなのか具体的にお伺いをいたします。

また、こちらたればということになってくるのかもしれませんが、この静山研修センターの解体についてもしっかりと構想練った上でやったのであれば、この8,000万円のうち、約8,000万円のうち4,000万円は交付金措置がされた。つまりは4,000万円の削減ができたと捉えてよろしいのか伺います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前 10時34分 休憩

午前 10時35分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えをいたします。

まず、オートキャンプ場を具体的に設置という話が出てきたのは、令和4年度の初めの頃だったと記憶しております。それと先ほどもちょっと申し上げたんですけども、静山研修センターの解体のときに、具体的にまだ公園整備のほう進んでいませんでしたので、デジ田の交付金の対象とは見ていなかったところでございます。以上です。

（「議事進行に関する発言です」と発言する者あり）

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 答弁漏れがございました。

私、たればということでございますけれども、その前置きをいたしましたけれども、構想練った後からこの解体をしていけば、この約4,000万円の削減ができたという理解でよろしいのかという問いをしてございますので、答弁を改めて求めます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前 10時37分 休憩

午前 10時40分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えをいたします。

全体の計画の中に解体も入っていれば、デジ田の交付金の可能性があったのかもしれないというところで判断をしているところです。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号令和6年度本別町一般会計補正予算（第1回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号令和6年度本別町一般会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第30号

○議長（篠原義彦） 日程第5 議案第30号本別町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 議案第30号本別町税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴うものです。それでは改正の概要について説明させていただきます。

まず初めに、個人住民税の寄付金税額控除についての改正です。この改正は、公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設により、信託財産が金銭に限られなくなったことにより、それに対応する規定を改正するものです。

次に、町民税、固定資産税、特別土地保有税の減免について、職権による減免を可能とする規定の追加です。これは、被災などにより減免申請書の提出が困難な状況に対応

できるよう規定の整備を行なうものです。

次に、定額減税にかかる改正です。令和6年度税制改正において、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税と令和6年度分個人住民税の減税が実施され、具体的には、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円と令和6年度分の個人住民税1万円の減税が行なわれます。

これを踏まえ、個人住民税において、令和6年度及び一部令和7年度限りの措置として定額減税の仕組みを設け、個人住民税所得割額から減税額を控除することとされ、令和6年度分の個人住民税にあつては、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を乗じた金額を所得割額から控除、令和7年度分の個人住民税にあつては、令和6年度で対象としていない、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する者について、1万円を所得割額から控除することになっています。なお、この減税の対象者は、令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下で令和6年度の個人住民税所得割の納税義務者となっており、配偶者及び扶養親族については、国内に住所を有する者に限られます。

この措置により地方税法の規定が新設・改正されたことに伴い、本条例においても対応する規定について新設・改正を行なうものです。

なお、新設する規定は、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定、納税通知書に係る特例、公的年金等に係る所得に係る個人住民税に関する特例、令和7年度分の個人住民税の特別税額控除による規定となっており、改正については、算定に用いる所得割額を肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用後のものとするための読み替え規定の追加や、上場株式等の配当所得や土地の譲渡等に係る事業所得、長期譲渡所得・短期譲渡所得などの分離課税分の個人住民税の所得割額を、算定に用いる所得割額に含めるための読み替え規定の追加が主なものとなっています。

固定資産税につきましては、バイオマス発電設備に対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を7分の6とする規定の新設、認定長期優良住宅に係る減額措置における未申告での適用の規定の追加、土地に係る固定資産税を減額する特例措置の令和8年度までの期間の更新などが主な改正となっています。

その他、本条例改正による項ずれの反映、各種法令の改正に伴う引用法令の条ずれの改正、字句の整理などを行なっています。

以上、改正の概要説明とさせていただきます。

それでは、改正文の朗読により提案説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

(「説明省略」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) ただいま方川議員から説明を省略することの動議が提出されました。

この動議は賛成者がありましたので、成立をいたしました。

説明を省略することの動議を採決いたします。

この動議のとおり説明省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号本別町税条例の一部改正について説明省略をすることの動議は可決されました。

○住民課長(宮口淳哉) 以上をもちまして議案第30号本別町税条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(篠原義彦) これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番(阿保静夫) 今回の各種の改正による影響額の試算等があれば伺いたいと思います。総額で結構ですが、影響額があれば伺いたいと思います。

○議長(篠原義彦) 宮口住民課長。

○住民課長(宮口淳哉) お答えいたします。

今回の条例改正に関しまして、定額減税に係る影響額といえますか、予想される額ですけれども、個人住民税の減収見込みとしまして、町民税約2,900件程度で、金額にして2,400万円程度と見込んでおりますが、現在6年度の課税額試算しているところでして、まだ正確な金額が出ておりませんので、あくまでも見込み程度と捉えておいていただきたいと思います。以上です。

○議長(篠原義彦) ほか、ございませんか。

梅村議員。

○5番(梅村智秀) 案文中1行目でございますが、第34の7第1項中もしくは金銭を削るとございます。こちら御説明の中でもありましたが、公益信託制度の変更によってこの制度が金銭によるものから変更がされますよというところから、この案文のとおりもしくは金銭という文言を削ると理解してよろしいのかという点、まずお伺いをいたします。

併せてこの公益信託制度が変わった場合、もしくは金銭という文言を削除した場合、何か別のものについて加筆する必要性というのはないのか、その辺の御見解お伺いをいたします。

○議長(篠原義彦) 宮口住民課長。

○住民課長(宮口淳哉) お答えいたします。

こちら公益信託の見直しの部分に関しましてですけれども、今回は公益目的のための財産を託す部分の信託財産が金銭に限られなくなったという点で金銭という文言を削除しております。以上です。

○議長(篠原義彦) 梅村議員。

○5番(梅村智秀) 議事進行に関する発言です。

答弁漏れがございますので、まず理解についてはそのとおりでよろしいと思いますけれども、さきにお伺いをしたのは金銭に限らなくなったからこの文言、もしくは金銭を

削るんですねというところは御答弁いただきましたが、ではその他加筆する必要性というのはないのか見解を問うてございます。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

こちら今回の条例改正に関しましては、準則条例等が出てまして、そちらのほうを参考にしていますけども、今回の改正に関しましては加筆するものがないという判断の下でございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） この34条の7については、例文中に北海道税条例というもの第26条の3第1項第3号というものも掲載がございますが、こちらにおいては北海道税条例においては寄付金もしくは金銭というものが3月末日時点では記載がありますけども、こちら北海道税条例というものはどのように変わっていくのか、こちらの関連性についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前 10時51分 休憩

午前 11時05分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

今回、今たまたま質問のある部分に関しましてですけども、道の税条例の26条の3第1項の3号の中で、その中のイに関して、知事または北海道教育委員会の所管に属する公益信託に関する法律第1条に規定する公益信託に支出した金銭ということで、金銭が残っているということだと思うんですけども、今回町条例に関しましては、この金銭も含めた寄付金全てにおいて今回改正の対象としておりますけども、道税条例のほうでこの金銭という文言がこの後どうなっていくかという部分に関しましては、今ちょっと問い合わせしてるんですけども、ちょっとまだ回答を得られてません。

こちらとしても、道税条例がこの後どう変わっていくのかということまでちょっと把握しておりませんので、今後もしここで金銭という文言が変わったとしても、うちの税条例に関しましては何ら変わる部分がないのかなと見ております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） そもそもこの町の税条例の34条の7については、北海道税条例との関連性があるということが条文中からうかがえるわけがございますが、道の、北海道の税条例こちらがどう変わっていくかということについて、その関係、関連性がないというか別に影響がないということなんでしょうかね。その道の税条例が変わらない、もしくは変わる、それに関連して町の税条例を変えるもしくは変わらないと考えていくのが通例、妥当であるというのが通念ではないんでしょうか。ちょっとその辺の御見解、改めて詳しくお伺いをいたします。

仮にでございますけれども、これ道のね、税条例の推移が明確になっていないという

ことであれば、今回のこの改正の提案上本別町税条例の一部改正というものについては拙速であるという考え方には至らないのか、その辺についても御見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

今ちょっと私の手元にあるこの税条例なんですけども、3月30日現在のものでも出力してまして、現在の道税条例及び地方税法、こちらと照らし合わせて今回改正する内容が整合性が取れているという判断の下で今回改正してしますので、今後道税条例が変わりまして、どこか改正がありまして、町の税条例と齟齬が生じる場合においては、その都度税条例の変更をしていく必要があると考えております。以上です。

（「議事進行に関する発言です」と発言する者あり）

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） であるならば、今回の提案については拙速ではないのかという点について見解を求めてございますので、答弁漏れです。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 今回の税条例の改正に関しましては、適切であると判断しております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは議案第30号本別町税条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

ただいまの質疑で明らかになりましたが、現案文中1行目でございます第34条の7第1項中、もしくは金銭を削るとございますが、こちら、この34条の7には、北海道税条例第26条の3第1項第3号に掲げる寄付金もしくは金銭を支出した場合にはという記載がございます。こちらが令和6年度の3月末日でしたかね、時点においては変更がないと。提案されている所管課においても、北海道の税条例がどう変わっていくか分からないという趣旨の御答弁がありました。仮に、それに影響が出るような改正等があった場合は、その都度また提案をしていくと。これは私が先ほど質疑で申し上げたとおり、それを待ってから提案するのが妥当であると。今日、本日臨時会、4月30日において提案しなければいけない妥当な理由というものが見つからず、条例というものの改正を4月30日に改正しました。また、直ちに一部分について改正案を出しますということについては妥当だとは到底思えない。今回のその提案について拙速だとは思わない、妥当である、適正であるとする根拠についても曖昧でございますし、到底納得のいくものではございません。

これらの理由より、本提案については反対をいたすものでございます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから議案第30号本別町税条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者7人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第30号本別町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第31号

○議長（篠原義彦） 日程第6 議案第31号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 議案第31号本別町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得基準が引き上げられたことに伴うものです。

それでは、改正の概要について説明させていただきます。

課税限度額につきましては、後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を現行の22万円から2万円引き上げて24万円とし、また、軽減判定所得の算定において被保険者等の人数に応じて加算する1人当たりの金額につきましては、5割軽減の判定に用いる金額を現行の29万円から5,000円引き上げて29万5,000円に、2割軽減の判定に用いる金額を現行の53万5,000円から1万円引き上げて54万5,000円に改正するものです。

それでは、改正文の朗読により提案説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険税条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第21条第1項中「220,000円」を「240,000円」に改め、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」

を「545,000円」に改める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

適用区分。

第2項、この条例による改正後の本別町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上をもちまして、議案第31号本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 今回の一部改正については、軽減判定所得基準ということの説明がありました。今回の改正による影響額等の試算、人数とか額とかあれば伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

今回の改正2点、限度額を上げるものと1人当たりの算定に用いる金額を増額する分ということですが、まず限度額を今回上げること、2万円上げることに関しましては、まだ6年度の数値等確定しませんので5年度の数値を参考として試算したところ、5年度においては82世帯が限度額超過がありましたので、その世帯が2万円増えるということになりますので、まず164万円の増額が見込まれることとなります。

また、2割軽減、5割軽減の判定基準ですが、今まで軽減が受けられなかった方が2割軽減に該当するという部分では、こちらにも正確な数字はありませんので、仮に5世帯10人いたとして、また5割軽減の基準が上がることによりまして、今まで2割軽減だった方が5割軽減になるという部分もありますので、こちらに関しても5世帯10人が対象になるという想定のもと試算しましたところ31万6,500円、こちらがこの軽減判定によって減収になる部分ということで計算しますと、合わせまして132万5,000円の増になるということで試算をしております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたしま

す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号本別町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第32号

○議長(篠原義彦) 日程第7 議案第32号本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小川病院事務長。

○国保病院事務長(小川芳幸) 議案第32号本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、本年4月に赴任しました常勤医による呼吸器内科の開設に伴い、標榜診療科を加えることによる条例改正を提案するものであります。

診療科追加の内容につきましては、5月より原則毎週1回、呼吸器内科として、常勤医であります高山医師による診療を予定しております。

それでは、改正条文を朗読により説明させていただきます。なお、条文中の括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例(平成12年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

第11号、呼吸器内科。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(篠原義彦) これから、質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第33号

○議長(篠原義彦) 日程第8 議案第33号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長(加藤勉) 議案第33号財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの財産の取得に際しましては、予定価格が1,500万円以上の動産の買い入れとなりますので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

財産の取得の目的は、冬期間の町道における除雪の用に供するため、除雪作業の効率向上を図り、迅速な除雪による冬道の安全な交通を確保する事を目的に、平成17年導入の老朽化しました13トン級除雪ドーザを更新するもので、取得財産の内容は、除雪ドーザ、13トン級車輪式、マルチプラウ、簡易着脱装置付きとなっております。

財産の取得につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約によるもので、北海道川崎建機株式会社帯広支店、日立建機日本株式会社帯広営業所、北海道運搬機株式会社帯広支店、日本キャタピラー合同会社帯広営業所、株式会社中島自工、コマツ道東株式会社帯広支店の6者を選定いたしました。

令和6年4月3日に見積り合わせ執行通知を行ない、令和6年4月18日に見積り合わせを執行しております。契約金額は2,438万6,348円で、見積り合わせの回数は1回で決定しております。契約の相手方は、帯広市西24条北1丁目3番4号コマツ道東株式会社帯広支店、支店長山中重幸でございます。仮契約は令和6年4月18日に行なっております。納期は令和7年3月14日まででございます。

以上、議案第33号財産の取得についての提案理由に代えさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長(篠原義彦) これから、質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
これから議案第33号財産の取得についてを採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議員派遣の件

○議長(篠原義彦) 日程第9 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

本件については、会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りいたしました派遣内容のとおり、議員を派遣したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元にお配りしました派遣内容のとおり議員派遣することに決定をいたしました。

◎閉会宣告

○議長(篠原義彦) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第2回本別町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告(午前11時26分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年4月30日

議 長 篠 原 義 彦

署名議員 高 橋 利 勝

署名議員 藤 田 直 美

署名議員 水 谷 令 子